

協働のすすめ
～熊本県の協働実践に向けて～

平成23年1月

熊本県

はじめに

地域の課題やニーズが多様化する中で、NPO、企業、各種団体、行政等といった様々な主体が協働して地域課題を解決していくことの重要性が高まっています。また、最近「新しい公共」という言葉をよく耳にするようになりました。これは、これまで行政が独占して提供していた公共サービスを市民や市民団体、企業、行政等の協働によって提供していこうという考え方です。

県では、平成10年度に「社会参加活動推進基本方針」を策定し、その中で「県民、活動団体及び県が協働して取り組む、パートナーシップ型の地域づくりを進めていくことが重要」という姿勢を明らかにしました。また、平成12年度に策定された、県の総合計画「パートナーシップ21くまもと」では、「パートナーシップを大切にしたい県政」を基本方針の一つとしました。そして、平成16年3月には、パートナーシップの理念を明確にし、理解を推進するため、「パートナーシップ指針」を策定しました。

これまで県では、この「パートナーシップ指針」に基づき、研修会や講演会の開催、協働の評価制度の検討・実施、協働事業の仕組みづくりや手続きのマニュアル化などを行ってきました。そして、その結果県庁内でのパートナーシップや協働に対する一定の理解は進展しました。また、県民の皆さんにも県がパートナーシップや協働を推進していることが認知されてきました。

県が取り組む協働事業は、順調に事業数も伸び、広がりもみせてきましたが、この数年は伸び悩みが見られるようになりました。そこで、県民の皆さんやNPO、企業等の皆さんと県との協働の取組を更に進めていくために、学識経験者や協働に取り組まれている方々からなる懇話会を開催し、協働を理解し、実践していくうえで参考となる貴重な御意見を頂きました。これらの御意見を参考に、県職員へのアンケート結果や協働に取り組まれた方々の事例から県が協働を更に進めていく上での取組についてまとめたものが「協働のすすめ」です。そして、この「協働のすすめ」では、県行政の協働に取り組む意識を高め、県職員を更なる協働へと導き、また、県民の皆さんに協働に取り組む県の姿勢を知っていただきたいと考えています。

目 次

1	協働の必要性	4 ページ
2	協働で取り組む範囲	7 ページ
3	協働の実践から学ぶ	8 ページ
4	更なる協働の推進に向けて	16 ページ

資料編

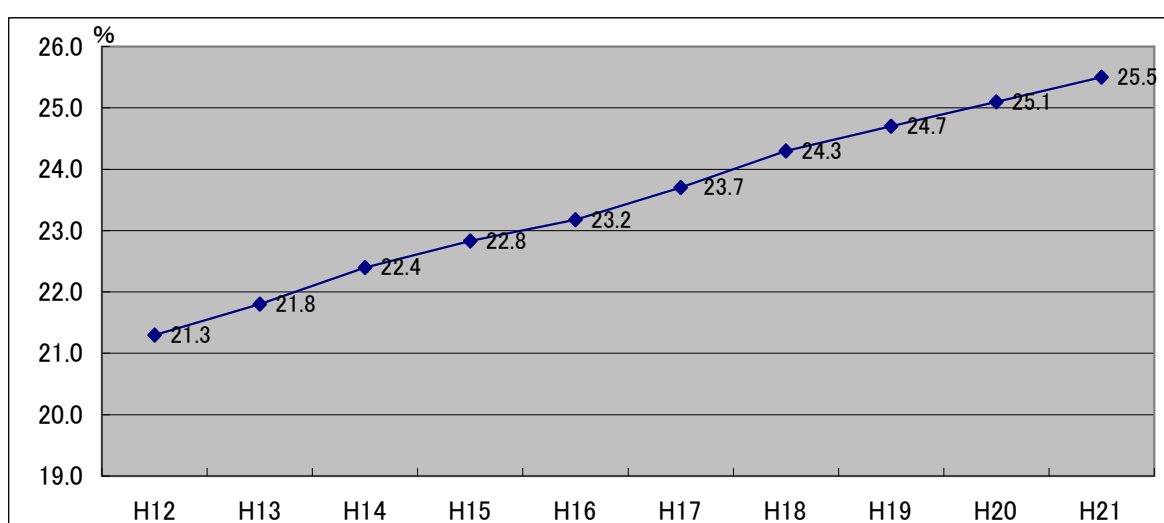
資料 1	実践ガイド	2 ページ
資料 2	熊本県行政の協働への取組状況	9 ページ
資料 3	協働の概念	12 ページ
資料 4	策定懇話会	14 ページ

1 協働の必要性

(1) 社会的な変化

国内においては高度経済成長期からバブル経済の崩壊を経て、社会情勢は大きく変化しました。特に、熊本県においては高齢化の進展が著しい中、熊本市周辺を除く市町村では若年層の都市部への流出、都市部においては人間関係の希薄化によって、地域の自治力を維持していくことが難しくなっています。これまで地域で解決してきたことが解決できなくなったり、あるいは時代の変化に対応できず新しい課題が発生したりしています。

熊本県の高齢化率の推移



市町村の人口増減の状況

右の表は、平成21年10月1日現在における過去1年間の増減数の多い順に並べています。自然増加数・減少数とは、出生数から死亡数を引いた差のことをいい、社会増加数・減少数とは、転入者数から転出者数を引いた差のことをいいます。

出典：熊本県推計人口調査

自然増加数(人)	
1 熊本市	1571
2 菊陽町	288
3 合志市	231
4 大津町	105
5 益城町	78

社会増加数(人)	
1 菊陽町	554
2 大津町	296
3 荒尾市	228
4 城南町	102
5 合志市	101

自然減少数(人)	
1 天草市	668
2 八代市	398
3 山鹿市	330
4 玉名市	283
5 上天草市	273
6 宇城市	238
7 山都町	198
8 水俣市	189
9 荒尾市	170
10 芦北町	149
11 人吉市	148
12 阿蘇市	145
13 美里町	129
14 和水町	108
15 南関町	91

社会減少数(人)	
1 熊本市	972
2 天草市	840
3 八代市	559
4 上天草市	417
5 山鹿市	327
6 玉名市	326
7 人吉市	261
8 水俣市	222
9 宇城市	120
10 菊池市	105
10 阿蘇市	105
12 芦北町	101
13 高森町	90
14 小国町	89
15 あさぎり町	85

（２）県行政の現状

熊本県をはじめ全国の地方自治体では、地方分権や行財政改革の流れの中で行政の在り方が見直されています。そのきっかけの一つに、新たな社会的課題や価値観、ニーズの多様化等、「先駆性」「即時性」「個別性」のある対応が求められる場面において、社会全体の奉仕者として公平にサービスを提供することを基本とする行政ではうまく対応できないという、行政の限界が明らかになってきたことがあります。

加えて熊本県では、危機的な財政状況や職員数の減少という厳しい局面もあって、地域社会の求めに十分に答えることができていないのが現状です。「生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けたい熊本」という「くまもとの夢」を実現するためには、県行政だけでは限界があります。様々な取組において、県民のみなさんとの連携・協働が必須となっています。

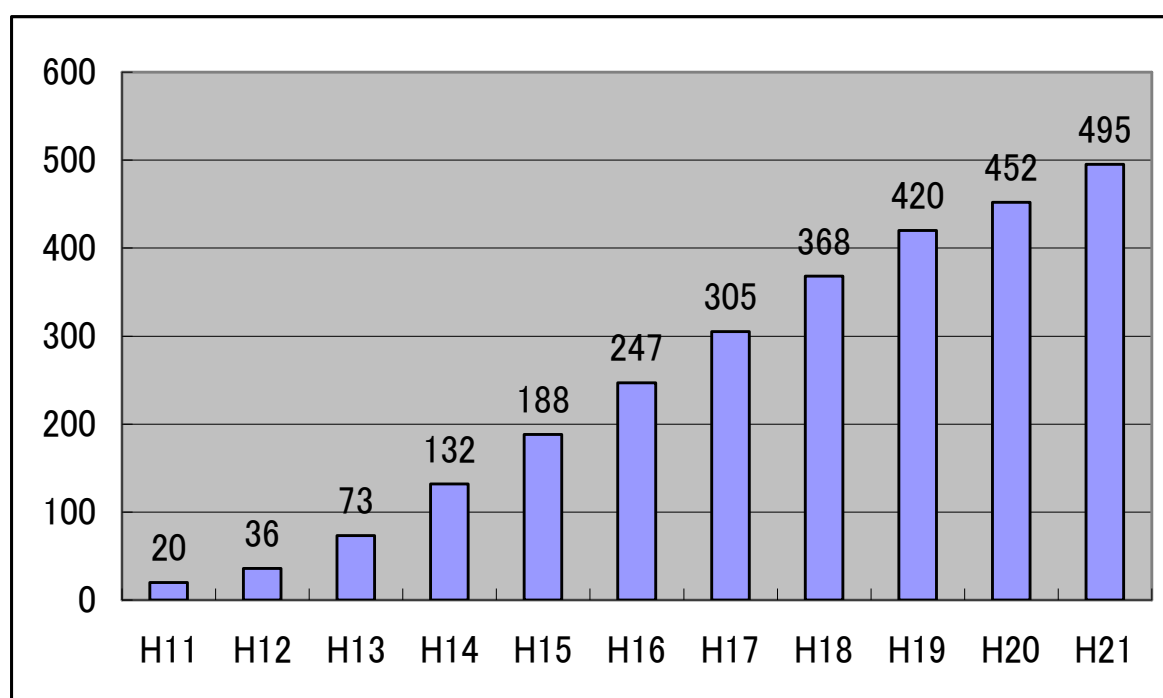
（３）市民活動の広がり

地域社会においては、平成１０年１２月に制定された特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）を一つのきっかけとして、この１０年ほどの間に、社会の課題に対して自主的、主体的に解決していこうとする活動が、ＮＰＯ等によって幅広い分野で進められてきました。

更にＮＰＯ等は、行政の画一的な制度やサービスでは対応できない個別のニーズに対し、現場の声を反映したオーダーメイドのサービスを提供することができるという特徴があり、行政とは違う新たな公的サービスの担い手として社会的認知を得てきました。

熊本県知事認証ＮＰＯ法人数

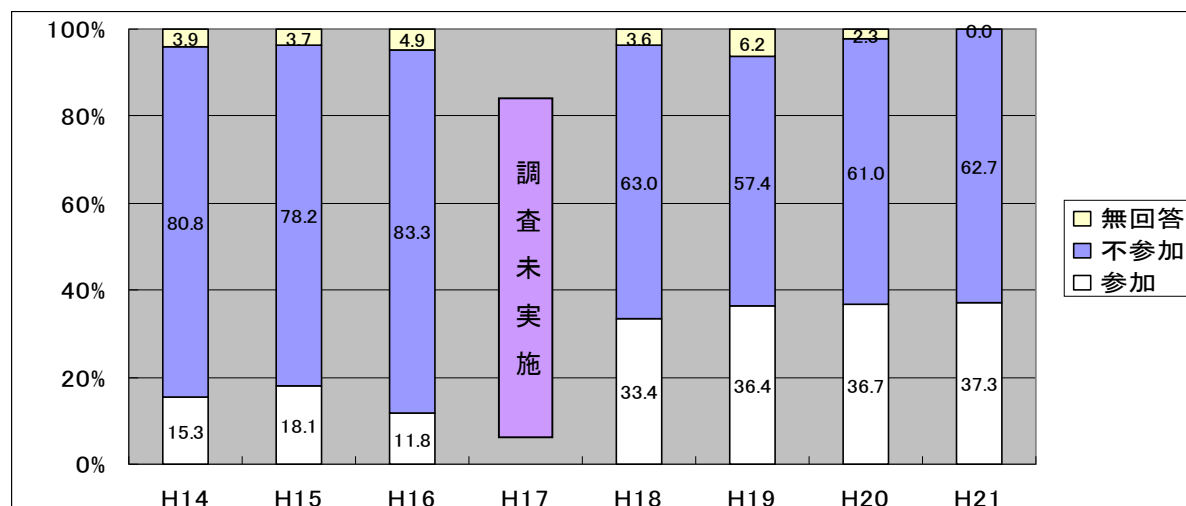
（各年度末／くまもと県民交流館調べ）



また、平成17年10月に「全国ボランティアフェスティバル」が熊本県で開催されたことも、市民活動に参加する人々の裾野を広げる結果となり、多種多様な分野で活動する市民のネットワークが地域社会に形成されてきました。

熊本県民のボランティア参加率¹

(熊本県民アンケート調査)



(4) 協働のメリット

県行政にとっては、職員が収集した情報をもとに施策として具体化していくだけでは十分な効果が発揮できないほど社会の変化は激しく、課題が多様化し、複雑化しています。協働によってNPO等の様々な主体から、行政の施策に豊富な知識やノウハウがもたらされることは大きな補完作用となり、よりよい成果が期待できます。

一方、NPO等様々な主体にとっても、行政との協働は、新たなネットワークの構築や社会的信用が増すなどのメリットがあります。また、行政との協働をきっかけに新たな公共的な事業が創造されたり、行政主導・行政依存型の地域経営から、市民主導・地域自立型の地域経営へ向かう土壌が育まれたりするなど、自治力、市民力の回復につながると期待されます。

◆NPO とは◆

Non-Profit Organization (民間非営利組織) の略で、社会の利益(=社会的課題の解決)のために、非営利(=営利を目的としない、利益の分配を行わないこと)で活動している民間の団体のことです。

狭義のNPOは、NPO法人と法人格を持たない任意のNPO、ボランティア団体のことを指しますが、広義の場合、公益を目的とする非営利の法人(一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等)や、自治会などの地縁組織、労働組合などの共益団体などが含まれます。

この「協働のすすめ」では、「NPO」とした場合はNPO法人と任意のNPO、ボランティア団体を指し、「NPO等」といった場合は広義のNPOを意味します。

公益を目的とする非営利の法人：上記の他に、学校法人、社会福祉法人、宗教法人などがあります。

¹ 過去1年間に何らかのボランティア活動、(職業として行っているものは除く)に参加等したことがあるかの割合。

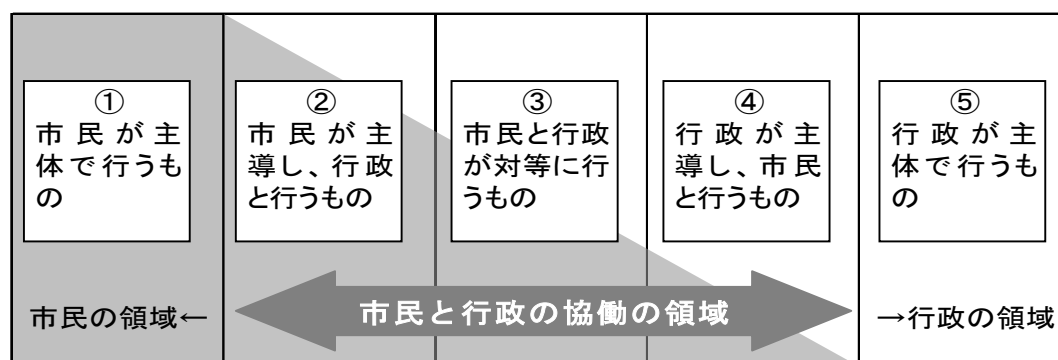
2 協働で取り組む範囲

「協働」とは、複数の主体が共有可能な目標を設定し、その達成に当たっては互いに対等な立場に立ち、自主自立（自律）的に相互交流し、効率的、相乗効果的に目標を達成していく手段です。また、協働を実施しようとする際には、次の7つの要件を取り込む必要があります。一つでも要件が成立しないと、効果的な協働はできません。

- 目標共有・・・・・・・・各主体が目標を共有すること（前提条件）
- 複数主体・・・・・・・・複数の主体が関与すること（前提条件）
- 相互作用・・・・・・・・相互作用を与えあうこと（求める効果）
- 対等関係・・・・・・・・各主体は互いに対等であること（成功の鍵）
- 自主自立（自律）性・・各主体が自主自立（自律）性を持つこと（成功の鍵）
- 相乗効果・・・・・・・・活動が相乗効果を生み出すこと（求める効果）
- 手段概念・・・・・・・・協働は手段であり、目的ではないこと（前提条件）

また、協働に取り組む範囲を考えたときに、県行政の業務の中には、協働で進めた方が効果的なものと協働になじまないものがあります。下記の図は、市民と行政の協働の範囲について、一般的な考え方を図示したものです。

協働の範囲



上記の図の①は、行政が存在しない、市民個人の生活や活動の分野です。⑤は、公共性が最も高く、課税や法の施行など行政が専ら行う業務の分野です。②～④の範囲では、関与の強弱はあっても、市民と行政が共に関与している分野です。それぞれが独自に実施するより、能力や技術を持ち寄って取り組んだ方がより大きな成果が期待されるとともに、サービスの受益者にとって満足度（＝生産性）が高くなる可能性があります。

今後、協働を実践するに当たっては、上記の図の②～④の範囲で行われる事業で、県職員単独で実行するには能力や技術、知識などが不足しているが、他の主体と協働することにより目標を達成できる事業に対して、取組を進めていくことが必要です。協働することが目的ではなく、協働により事業の効果をあげ、目標を達成していくことが「くまもとの夢」の実現につながると考えます。

3 協働の実践から学ぶ

(1) 職員アンケートから

県では、これまでNPO、協働に関する職員アンケートを実施してきました。以下の声はアンケートの回答から主なものを取り上げたものです。

「NPOの考え方と県職員の考え方に相違があれば協働が難しくなる」／「県の意向とNPOの考えや方針が違う場合があり、事前に十分な意見調整が必要」

→ 協働を成功に導くためには、事前のコミュニケーションが大切です。立場が異なれば、考え方や認識に違いがあるものです。互いの組織文化の違いや、能力、技術の差異を認め合い、その上で役割分担を決めたり意見交換をしたりすることが重要です。更には、それぞれの主体の窓口となる者同士が理解するだけでなく、それぞれの組織内においても協働の相手方や事業の目的等について十分理解されていることが重要です。

「NPOとの協働を進める際は、対等の立場で」

→ 協働では、互いに相手の自主自立（自律）性を尊重することが重要です。行政とNPOの関係が一方的な請負関係になってしまえば、NPOの持つ独自の能力が十分発揮できなくなり、協働の効果は小さいものになってしまいます。また、協働に携わる人々の関係も同じで、一方的に一任してしまいNPOと同様に汗をかく意識がないと、人間関係も難しいものになってしまうでしょう。

「NPO法人は多数あるが、活動内容の一覧、あるいは活動状況、実績等がわからないと協働は難しいように感じる」

→ NPO法に基づき認証されたNPO法人については、情報公開が大原則です。熊本県知事から認証を得たNPO法人については、法人が提出した事業報告書等をもと県民交流館のホームページで公開しており、市町村、活動分野等での検索も可能です。

また、各NPOが作成している情報誌、パンフレットやホームページも有効でしょう。情報誌やパンフレットはくまもと県民交流館でも見ることができます。

「多様化する行政ニーズに対応する上で、NPOとの協働は必要と思う」

→ NPOは非営利の自発的、主体的な組織として、また、社会のすき間を埋めるコミュニティビジネス²の担い手として、更に様々な主体をつなぐ新たなネットワークの要として大きな可能性を有しています。また、「新しい公共」の担い手としてもNPOは注目されています。

NPOは「地域と密着しており、自分たちが知らない情報が入る」

→ NPOは行政と異なり全体に拘束されないので、前例や公平性にとらわれず先進的な取組ができます。また、地域の課題や特性に応じた活動を行っているNPOもあり、独自のネットワークを有していることもありますので、事業検討や予算化の前に話を聞いてみるのも良いでしょう。

NPOは「行政より遙かに高い企画力と実行力を持ったり、実社会で実践してノウハウを蓄積している」

→ NPOの中には高い専門性を有する専門家集団も存在します。また、一般的にNPOは、特定のテーマを中心に事業を展開しており、数年毎に担当者が異動する行政と比べて過去に取り組んだ実績や情報等が蓄積しやすい環境にあると言えるでしょう。

「NPOでも利益を得ることができることをもっとアピールした方がよいのでは」

→ NPOが継続的に活動するためにはスタッフの給与等をはじめとした活動資金が必要です。NPO法に基づき認証されたNPO法人は、会費、寄付、特定非営利活動³に係る事業といったものの他に特定非営利活動に支障がない限り収益活動することも可能です。ただし、収益は、その団体の役員や会員で分配するのではなく、特定非営利活動のための資金として使うことになります。

² 地域等における課題やニーズに対して主に地域の資源を活用して取り組まれる事業

³ NPO法の中にある17の活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの

（２）協働された方々の意見

実際に協働に取り組まれた方々の御意見を紹介し、協働をするうえでのポイントをまとめてみました。

①行政組織の縦割りに苦労した事例

第１回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲームの開催

スペシャルオリンピックス日本設立メンバー 世良喜久子さん

スペシャルオリンピックスは、知的障がい者の国際的なスポーツ大会です。大会開催地域では、市民が当たり前のように主体的に参加し、ボランティアで大会の運営を支援していました。それまでの日本では、ボランティアは〇〇会とか△△団とかの動員で、市民が個人の意思で責任をもってボランティア参加することはありませんでした。大会を開催することで、ボランティアの再構築ができると思いました。

第１回目の全国大会を１９９５年に熊本で開催した時は、行政からの参加はわずかでしたが、それから約１０年後、２００６年に再度全国大会をしたときには、行政のいろんな部署から参加していただき、１０年間の活動の中で行政の中にもだんだん理解が広がっていったことを感じました。

行政職員、市民、企業の方々、いろいろな方との横断的な協働で全国大会をやり遂げましたが、お互い違う発想でいろんなことをやるので、よくぶつかっていたことを思い出します。ともあれ、お互いにたくさん議論を重ね、共通の目標に向かって協力しあったことが協働だったのかなと思います。

行政の内部は、知的障がい者のことについては〇〇室、スポーツ大会のことについては□□課、国内の来賓関係は△△課、海外からの来賓関係は◎◎課と縦割りで、一つの事業なのに、それぞれ個別に交渉したりするのがとてもまどろっこしく、関係する部署がまとまって話を聞いてくれないだろうかと思いました。もっと柔軟に対応できないと民間との協働はなかなか進まないと思われました。

ポイント

○議論しよう

→目標が共通していても、立場が違えば発想や行動は違ったりするものです。まずは、議論を重ねていかにより良いものを創りあげていくかを考えましょう。

○柔軟になろう

→何回も同じ説明を繰り返すのはだれでも嫌なものです。まして、同じ組織に属する人達に対してであればなおさらです。協働を進めるには、相手の事を考えた柔軟な対応を取っていくことが必要です。

②市民力が行政を巻き込んだ事例

熊本暮らし人祭り「みずあかり」

みずあかり実行委員会委員長 石原靖也さん

「みずあかり」のスタートは6年前、行政から1円ももらわずに市民の力でやってみよう
と始めました。すると翌年、行政の職員さんたちから「自分たちは、ただ見ているだけで
いいのだろうか」と申し出があり、私たちは「行政には規制緩和のパートナーになって欲しい
」とお願いしました。道路や河川の使用許可など、市民ではできないことがあります。

私は、今ふりかえってみると、高度経済成長期に壊れてしまったコミュニティを復活させ
たいという思いがありました。地域で何か悪いことが起きると行政の方を指さし、何かする
ときは「行政もお金下さい」というような風潮の一方で、行政も信用できなくなってきて、
対立や不信感がつのっていました。それを越えたかったのです。

「みずあかり」で、市民が半歩でも先に動くことで行政とのコラボレーションをやるとい
う形を作りたいと思いました。参加者はみんな一市民ですから平等です。若い学生さんがリ
ーダーになったら、どんな偉い社長さんもそれに従って下さいと言います。そして、新人が
来たらイニシエーション（儀式）をやります。それは、背中に「公」という字を書いてポン
と押すものです。「私たちは公益を行う、公民になっていく、その第一歩を「みずあかり」
を通じて感じて下さい」と、「公のために何か自分ができることはないか」という意味なの
です。

我々「民」はもっと公的な自立した「民」になりたがっています。行政は、規制緩和だけ
でいいと限定すると、行政職員の中からも市民として個人の意思がでてきます。ボランティ
アで参加させて下さいという人たちがでてきます。このとき、「役職はいらない、一人の市
民としてきてください」とお願いします。

「行政の金は一円も使わない」ということで、市民の参画意識は非常に高くなります。行
政に負担をかけず市民の力、民間の力で実践できることがわかり、民間と行政のいい形が見
えてきたと思っています。

ポイント

○良いパートナーになろう

→協働においては、共通の目的に向かって様々な主体が能力を出し合い、補完し合いな
がら事業に取り組んでいきますので良いパートナーとなることが大事です。

③危機感と地域への思いが企業や行政を動かした事例

肥薩おれんじ鉄道開業記念イベント

NPO法人ネット八代理事長 岡田敏代さん

私たちNPO法人ネット八代は、まちづくりを主目的にしているNPOで、肥薩おれんじ鉄道八代駅の業務を受託しています。

平成16年3月13日、九州新幹線開業と並行在来線である、肥薩おれんじ鉄道は同時に開業したのですが、私たちが受託する八代駅は玄関口であり、最初で最後である開業記念日を地域と一緒に祝いしなくてどうすると、自分たちで資金を集め、やれるだけでいいから開業イベントを計画しようと立ち上がりました。これから八代駅の仕事をさせていただき以上、自分たちで出来る事と思い、以前勤務していた会社の縁故を頼って、地元企業を廻り、寄付金を集めました。

こういう一連の動きを見守っていた市の〇〇課の方々から、県民文化祭のプレイベントとして、冠を入れる条件で予算をつけてもらいました。その上、企画の段階からアドバイスしてもらい、プログラムの作り方、人員配置の相談にもものってもらいました。

前夜祭、当日イベントと2日間にわたり、ステージ部門、物産展、開業ウォーキングと、新八代駅と八代駅周辺を使っっての大イベントも地元婦人会やボランティア協力会の方々、もちろん市役所の皆様のおかげで大盛況の内に無事終わりました。

立ち上げ時のNPOは、資金的に窮屈で思いはいっぱいあるけど、どうやったらいいのかと途方にくれることが多いのですが、そのときに民間の応援と市役所の協力をいただいて、スタートできたのが、今私たちが365日八代駅業務を続けていく原動力であり、更に地域をもっと楽しく元気にと活動していく、大きな力になっています。

ポイント

○思いが伝わるのが大切です

→協働は必ず相手がいるので双方の思いが伝わるのが大切です。人や組織を動かすには、時として熱意も重要な原動力になります。

④多様な主体による協働を実証した事例

水俣・芦北地域「子どもの食育」事業

熊本学園大学社会福祉学部教授 宮北隆志さん

熊本県芦北地域振興局管内の水俣市、津奈木町、芦北町において、食や農を通して持続可能な地域社会の実現をも視野に入れた「包括的（総合的）な食育」の取組を、関係機関が協働しながら幼児と小学生を対象に実施してきました。

この取組の土台になったのは、「食育連携会議」です。この場で、ヘルスプロモーションの理念についての共通理解を図り、目指す姿を描き、実行の枠組や計画をつくりました。参加者は、生産者、保護者、食生活改善推進員、NPO等の地域住民、農業女性アドバイザーや栄養士等の専門家、学校や保育園等の施設職員、JAや飲食店等の関係機関、市町村や県の農業・教育・保健部門の行政職員と、実に多様でした。そして、分野の垣根を越えた協働を可能にした要因の一つに、2000年3月に当時の農林水産省、厚生省、文部省の3省が合同で策定した「食生活指針」の存在がありました。

このような多様な参加者の議論の中で、既存の個々の取組の目的や成果を参加者が互いに再確認することができ、既存事業を協働・連携可能な事業へ再構築することにつながりました。また、この事業の目指す姿とその実現への道筋を参加者が確認し、共有することにもなりました。

事業開始から5年が経過し、事業関係者間では、縦糸としての「ヘルスプロモーション」の理念と横糸としての「持続可能な地域社会の構築」という考え方を、改めて確認し共有することが重要であるとの認識が高まりつつあります。今後は、関係者による連携を深化させることによって「支援的な環境づくり」を推進すること、また、環境側面だけでなく、地域の経済や雇用等の側面からも持続可能な地域社会の実現を目指すこと、そして、子どもたちが単なる体験を超えて事業へ参画することなどが更なる取組として求められています。

ポイント

○目標を明確にしよう

→協働には様々な主体がそれぞれの資源を持ち寄って参加しますので、計画段階において目標や成果、役割分担を整理しましょう。

○事業を振り返ろう

→参加者が事業を振り返ることは重要です。計画段階、実施段階、終了段階において、それぞれ取組状況を評価することで協働の要件を確認したり、コミュニケーションを深めたりすると良いでしょう。また、終了後には、事業の振り返りを行い、第三者を交えて意見交換をし、次の事業へとフィードバックするようにしましょう。

⑤持続可能なスポーツイベントのシステム化に成功した事例

大津町の地域スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブ NPO法人クラブおおづ理事 荒木伸弥さん

総合型地域スポーツクラブは、原則として独立採算制なので、行政の支援を受けて設立したものの行政の支援がなくなって活動が継続できないというケースも多々見受けられています。クラブおおづでは、行政に頼らずに安定的に運営していくための方策を検討する中で、平成19年度熊本県パートナーシップ創造事業に応募し、クラブのあり方を県と協働で検証しました。

検証の対象としたのは、クラブおおづの中で最も活発に活動しており、主催者が無理をせずに大会運営ができる仕組みができていたバドミントン協会でした。

その仕組みとは、参加者が1日楽しめるように、誰もが4～5回は試合ができるような組合せを工夫したり、優勝賞品ではなく参加者全員参加のお楽しみ抽選会を行ったりというものでした。また、大会運営に地域の中高生がボランティアで参加するかわりに大会で使用した高級シャトルを大会後に学校に提供するといったことや、地域の農業者や商業者の方に会場内に特産品等の売店を出してもらい、参加者は、その売店で使用できる商品券を参加賞としてもらい好きなものを買うことができるようにするなど、参加費がいろんな関係者に波及していく形をとりました。参加者の満足度はもちろん、大会主催者や関係者も満足するWIN=WINの関係ができていました。

この形を、実験大会として他の3つの競技で行い、参加者の満足度向上、クラブの自主財源確保、地元産業への還元の三者の目的が達成され、総じて地域の活性化につながる事が確認できました。

この事業で、スポーツイベントのあり方を客観的に整理することができ、また、今後も持続可能なスポーツイベントやクラブ運営のポイントがはっきりしました。行政との関係も、金銭的な支援を求めるのではなく、施設利用や情報提供などの便宜供与に基づく協働を目指すこと、行政を頼るのではなく、頼られるNPOを目指すこと等を再認識することができました。

ポイント

○協働の形態は様々です

→NPOと行政の協働には、金銭を伴う委託や補助の他にも様々な形態がありますので、それぞれの特性が生かせる形態を考えてみましょう。

(資料編3ページの【主な協働の形態】を参照)

⑥分野を超えて課題を共有した事例

カーボンオフセットを伴う協働の森づくりモデルシステム検証事業

NPO法人環境技術協会理事長 田邊裕正さん

私たちは、企業の環境経営を推進するNPOで森づくりは素人、相手側の森林整備課は森づくりのプロだが、環境経営の考え方や企業の実情については情報がないという状態だったので、当初はお互いの言っていることが伝わらなかったり、課題の共有ができなかったり大変でした。しかし何度も話し合いを重ねることで、お互いの立場について相当理解が深まったと思います。

検証作業は、県が単独で、あるいはNPOが単独でできる場合もありますが、検証対象となる事業のとらえ方が偏る傾向があります。今回は、それぞれのネットワークを活用して、環境マネジメントシステムの専門員や林業従事者にも検討会議に参加してもらい、情報やアイデアを出し合いながら、両分野から多角的に検証することができ、より公平性の高い事業ができたと思っています。また、私どものネットワークを活用して県内の中小企業に対するアンケート調査を行い、環境に対する意識や企業の実情を森林整備課に提供することができたことは、この検証作業だけでなく、これからの企業・法人等との協働の森づくりにも活かされたいと思います。

検証の結果、県は行政として、条例に沿う形で、企業等が整備した森林に係る二酸化炭素吸収量を認証する熊本県森林吸収量認証制度の創設に向けた検証ができ、一方、わたしたちはNPOとして独自に企業の参画を促進するための簡易なカーボンオフセットシステムを構築するという可能性を確認することができました。今回は、分野が異なっていたので、協働によってお互いに学びあうことが多く、お互いの今後の事業推進に有意義だったと思います。

ポイント

〇お互いについての理解を深めよう

→よりよいコミュニケーションを通して相互理解、信頼関係、尊敬、情報の共有といった協働に大切なものが育まれより良い成果が生まれます。もし時間がない、相手を理解している、相手から理解されているとの思い込みなどから十分なコミュニケーションを省いて協働を進めると、行き違いや不信感を生じさせ、期待した効果に繋がりません。

〇確認しよう

→事業の実施を検討する際は、単独でするよりも、協働すれば効率的により良い成果を得ることができる事業かをまず確認しましょう。

4 更なる協働の推進に向けて

「3 協働の実践から学ぶ」では、県職員へのアンケート結果や協働に取り組まれた方々の事例から協働を進めるうえでの考え方やポイントなどが判りました。

効果的な協働を行うには、協働しやすい環境の醸成や協働を進める上でのノウハウや手法等と言った様々な要件が備わっていることが大切です。

どのような要因が協働の推進や広がりを阻害しているのか検証して行くと、県庁内における協働に対する理解不足からくる消極的姿勢や、県行政とNPO間の相互理解不足、県内において更に協働の普及や協働に取り組む環境整備が必要などの様々な課題が見えてきました。

そこで、県では更なる協働の推進に向けて次の取組を進めていきます。

(1) 協働に取り組む当事者として

①県庁内における協働コーディネート機能の充実と実践支援

協働の担当課を協働相談窓口とし、県庁内外からの協働事業に係る相談や提案を受けたり、NPO等様々な主体と事業担当課のコーディネートを行ったりすることで、県庁内の協働実践支援体制の充実に努めます。各事業担当課や関係課は、協働の担当課と連携して積極的に取り組みます。

②職員の意識改革・研修

協働の担当課等は、外部の専門家や協働の担当者による職員研修を実施し、各職員はそれに積極的に参加し、市民の視点に立ってNPO活動や協働に対する理解を深めます。また、NPO等様々な主体との協働はもとより、県庁内における協働（各課間の協働・連携、橋渡し機能等）についても動機付けを行います。

③意見と情報の流通機会の充実

協働の担当課は、協働に係る意見交換会や検討会を開催するなどして、公益的課題の解決に取り組むNPO等様々な主体と県の担当者が情報や意見を交換し、互いの能力や目標などを理解し合い、協働による事業の創造や改善につなげる機会を設けます。

④協働評価の徹底

事業担当課は、協働事業の実施の際には評価システムの導入の徹底を図ります。また、協働評価をもとに意見交換会を開催し、フィードバックを行います。

(2) 県下における協働の取組を支援する立場として

①NPO等を中心とした協働推進

県では、NPO等社会貢献活動を実施する団体を協働の要として、互いに学び合ったり、エンパワーメント（力をつける）の機会を設けたりするなど、その活動を支援し、県事業においてNPO等が企画提案しやすい制度改善や協働の仕組みづくりに努めます。

②県内における協働推進の環境づくり

県では、市町村や企業等をはじめとしたより多くの方々に対して、情報交換や共有する場面をつくり、協働の意義や必要性について理解を深めてもらう取組を行います。